

## にしのみや起業家支援センター 住所利用サービス利用規約

### 第1条 サービス利用対象者

住所利用サービスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 住所利用サービスの契約を交わした者。
- ② その他、当センターが利用可能と認める者。

### 第2条 住所利用サービスの内容

- ① 貸与住所を名刺やホームページに記載すること
- ② 当センターでの郵便物の授受（普通郵便のみ）

### 第3条 利用区分・利用料金

利用区分		利用料金	備考
住所利用 (月会員のみ)	A会員※1	60,000円／6ヶ月	【支払方法】 原則、口座引落にてお支払いいただきます。
	B会員※2	90,000円／6ヶ月	

※1 A会員とは、西宮市内で起業を予定している者、西宮市内で起業して間もない者（起業後5年以内）、当会議所の会員である者

※2 B会員とは、A会員以外の者

注1) 住所利用サービスの契約更新は半年毎とし、退会の申出がなければ、自動更新となる。

注2) 住所利用サービスの利用は一定の利用者数に達した時点で利用申込受付を停止させる。

注3) 規約違反が発覚した場合は契約の解除を行う。（利用料金の返金はおこなわない）

### 第4条 貸与住所について

- ① 利用者が住所等の利用により自ら損害を被り、または第三者に損害を与えた場合、当センターは一切その損害を補償する責任を負わない。

貸与住所を使用するにあたっての統一表記は「西宮市櫛塚町2-20 西宮商工会議所 3F にしのみや起業家支援センター内」とする。

② 利用者は当センターより提供された住所等を以下に定める用途に用いてはならない。

- 1) 住民票・パスポート・免許証、の公的申請に利用すること。
- 2) 法人登記に使用すること。
- 3) アダルトサイト、出会い系サイト、マルチ商法、ギャンブル・情報販売等のビジネス住所に利用すること。
- 4) 政治活動、宗教活動、暴力団等反社会的勢力と関わる活動に利用すること。
- 5) 投資、融資等金融に関わる事業に利用すること。
- 6) 住所の又貸、転貸と受け取れる利用行為。
- 7) 公序良俗に反する利用、他、甲が不相当と判断した利用行為。
- 8) 契約期間外に本サービスを利用すること

※上記に対して違反があった場合は契約の解除を行う。

#### 第5条 郵便物の取扱いについて

① 郵便物、当センターが一時預かりしている利用者の私物の紛失・破損については、当センターの責に帰する場合を除き、当社では一切の責任を負わない。

② 当センターは、利用者宛として受け取った郵便物を1ヶ月間保管する。利用者は、その間に来所し受け取ることとし、1ヶ月経過後は破棄するものとする。

③ 利用者が郵便物を施設で受け取る場合の時間は、当センターのWEBサイトで告知している営業時間内に限る。

④ 当センターは利用者に対し、週に一度、配達された郵便物の有無をメールで通知する。

《取扱いができない物の例》

当センターは、普通郵便で配達される書類のみ受け取りを行う。荷物の宅配や受け取りに支払いが必要な配達物などの受け取りは行わない。

- 1) 現金書留、電信為替、金銭、有価証券、キャッシュカード、預金通帳その他金銭に  
関係するもの
- 2) 運転免許証、健康保険証その他身分証明書
- 3) 生もの、冷蔵冷凍品等
- 4) 支払を要する郵便物
- 5) 内容証明郵便その他法的書類
- 6) 裁判所からの特別送達およびこれに準ずる郵便物
- 7) 郵便事業者、宅配事業者等以外の者により持参された郵便物
- 8) 法律に抵触し又はその恐れのある郵便物

- 9) その他当センターが受領し又は保管が困難であると判断した郵便物  
※上記に対して違反があった場合は契約の解除を行う。